

【氏名】 小林友彦

【所属大学院】(助成決定時)

京都大学大学院法学研究科

【研究題目】

地域貿易協定の制度・構造に関する国際法上の論点

— 日本の締結した経済連携協定を題材に —

【研究の目的】

地域貿易協定(RTA)の締結数が増加するにつれ、それぞれWTO協定との整合性が問題となるのみならず、RTA相互の法的関係も問題となりうる。また、締結数の増加に伴って、個々のRTAを政府が維持運営する費用や、新たな制度に企業が対応する費用も増すと考えられるため、効率的な制度設計が必要となる。さらに、並行的に2国間RTAを締結するにとどまらず、RTAとの間でRTAが締結されること等を通じて、同じ他国との間で複層的なRTA関係が出現するような場合、国際制度が重層化することへの法的対応も必要となる。それゆえ、RTAを実効的に機能させるために、RTAの制度的側面の分析が重要である。

しかしながら、NAFTA又はECといった個別制度に関するものを除いて、包括的な先行研究は見当たらない。そこで、RTA一般について法制度分析を行うための予備的研究を行い、RTAの制度・構造に関する一般分析のための示唆を得ることが、本研究の目的である。

【研究の内容・方法】

分析方法は以下のとおりである。第1に、日本の締結したEPAの条文解析を行った。第2に、条約規定の解釈・運用にかかわる問題の所在について、日本の企業関係者及び政府職員にインタビュー調査した。また、ベトナム・ハノイにおいてベトナム政府関係者にインタビュー調査した。第3に、日本の締結したEPAに固有の法的論点を抽出し、対応策を検討した。第4に、以上の調査・分析をふまえて、当初設定した分析方法の一般的適用可能性・フィージビリティを検討した。

分析内容としては、RTA一般に通用しうる理論枠組を構築するために有用と思われる分析手法を特定した上で、本研究における具体的分析対象として日本の締結した経済連携協定(EPA)をとりあげて、比較分析した。具体的には、以下に示す3つの側面に注目して、比較分析を行った。

#### (1)RTA自体の比較分析

RTAの法的評価を行う際、従来は「WTOサイドからの分析」が主流であったものの、本研究では「RTAサイドからの分析」、つまり、現に存在する多様なRTAを虚心坦懐に眺め、個々のRTAの備えている特質を観察することを通して抽出される法的論点を分析した。

#### (2)RTA上の制度の対外的側面及び対内的側面の分析

RTAの規律内容の分析とは独立に、国際制度としての制度・構造を分析するには、RTA締約国間でRTA上の権利義務を実施し監督する作用に関わる「対内的側面」と、他の権利義務関係や他の条約体制との関係を調整する作用に関わる「対外的側面」との双方を取り上げて検討した。

### (3)日本のEPAを軸とした共時的及び通時的分析

本研究では、日本を機軸国とした、複合的な比較分析を行う。第1に、日本がこれまで締結したEPA間の比較を行った。第2に、日本の締結したEPAとの「共時的比較対象」として、日本のEPA締結相手国が第三国と締結したRTAを参照した。第3に、日本の締結したEPAとの「通時的比較対象」として、日本がEPA締結相手国との間で過去に締結した通商協定を参照した。

### **【結論・考察】**

以上の分析から、日本における今後のEPA締結交渉又は再交渉のために以下のような実践的示唆が得られた。

第1に、他条約との関係については、EPAの総則規定において、WTO協定のみならず租税条約等の一定の種類他条約との関係を明確にすることが望ましい。仮に将来それら他条約とEPAとの抵触が締約国間で又は第三国との間で問題となった場合、両者の調和的な解釈及び運用が可能だと釈明するためにも役立つ。

第2に、維持運営のための制度については、従来のように柔軟性を重視するのが効率的とは限らないことに留意が必要である。例えば意思決定機関の会合頻度という技術的事項についても、日本のEPA締結相手国が第三国と締結したRTAの多くは定期的開催を定めていることからすれば、経済連携に関する接触の機会が相対的に少なくなることは経済連携に悪影響を及ぼす可能性がある。

第3に、事後の変更については、特にこれまでEPAに挿入されることがないものの、加入規定を挿入することをあらためて検討する余地がある。まず、加入規定の挿入は、直ちに加入を容認するわけではないにしても、当該RTAの開放性をアピールできる。また、実際に加入を認めても差し支えないような場合、新規に締結交渉するのと比べて政府にとっても私人にとってもコストの削減が期待できる。

以上の研究成果は、2008年7月に開催された国際学会において報告され、ワーキングペーパーとして刊行された(別紙・研究成果公表報告参照)。